

診調組 入－2  
29.10.18

# 入院時の食事療養に係る給付に 関する調査結果(速報) 概要

平成29年10月18日(水)

# 調査項目

## 【基本的な考え方】

- 以下に掲げる7項目について、平成28年度及び平成29年度の2か年で調査を実施することとする。
- 1年間の長期の経過措置が設けられている項目など、効果を検証するまでに一定程度の期間が必要であるものについては平成29年度調査として実施することとする。
- 平成28年度調査で実施するものについても、改定による効果がより明らかになるよう、経過措置のあるものについては原則としてその終了後に調査期間を設定する。

## 【平成28年度】

- (1)一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その1)
- (2)地域包括ケア病棟入院料の包括範囲の見直しの影響について
- (3)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その1)
- (4)退院支援における医療機関の連携や在宅復帰率の評価の在り方について

## 【平成29年度】

- (1)一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その2)
- (2)短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の評価の在り方について
- (3)救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の評価の在り方について
- (4)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その2)

※経腸栄養用製品を含めた食事療養に係る給付について調査及びその在り方については、別途、検討する。

## (参考) 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

### 入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付の見直し

▶薬価適用の場合との均衡を図る観点から、市販の経腸栄養用製品(以下「流動食」)のみを経管栄養法で提供する場合の入院時食事療養費等の額について、現行より1割程度引き下げる。

(ただし、入院時生活療養(Ⅱ)については、既に給付水準が低い等の理由から、見直しの対象外とする。)

#### 【食事療養】

1 入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき)	640円
----------------------	------

2 入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき)	506円
----------------------	------

#### 【生活療養】

1 入院時生活療養(Ⅰ) (1) 食事の提供たる療養 (1食につき)	554円
---------------------------------------	------

2 入院時生活療養(Ⅱ) (1) 食事の提供たる療養 (1食につき)	420円
---------------------------------------	------



#### 【食事療養】

1 入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき) (1) (2)以外の場合	640円
(2) 流動食のみを経管栄養法で提供する場合	575円

2 入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき) (1) (2)以外の場合	506円
(2) 流動食のみを経管栄養法で提供する場合	455円

#### 【生活療養】

1 入院時生活療養(Ⅰ) (1) 食事の提供たる療養 (1食につき) イ 口以外の場合	554円
ロ 流動食のみを経管栄養法で提供する場合	500円

2 入院時生活療養(Ⅱ) (1) 食事の提供たる療養 (1食につき)	420円
---------------------------------------	------

▶流動食のみを経管栄養法で提供する場合には、特別食加算は算定不可とする※。

※ これまでには、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の適用患者に対し、厚生労働大臣が定める特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食等)を提供する場合に、1食につき76円を加算

# 入院時の食事療養に係る給付に関する調査について

## 【附帯意見】

経腸栄養用製品を含めた食事療養に係る給付について調査を行い、その在り方について調査・検証すること。

## 【関係する改定内容】

- 入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付の見直し
  - ア 薬価適用の場合との均衡を図る観点から、市販の経腸栄養用製品のみを経管栄養法で提供する場合の入院時の食事療養の額を、1割程度引き下げ(※)  
※ 入院時生活療養(Ⅱ)については、既に給付水準が低い等の理由から見直しの対象外
  - イ アの場合、特別食加算(76円/1食)は算定不可

## 【調査内容】

- 入院時の食事療養については、「平成16年入院時食事療養費に関するコスト調査」(以下「平成16年調査」という。)以来、大規模な調査は行われていない。
- 調査対象及び調査内容については、平成16年調査との比較を可能とする観点から、原則として平成16年調査を踏まえ、実施することとしてはどうか。

調査内容：(1)病院の給食部門における収支の状況

(2)平成28年度改定に伴う経腸栄養用製品の使用及び食材費等の状況

## (1)「病院の給食部門における収支の状況」に関する調査の概要

調査内容	概要
調査方法	原則として、自記式調査票の郵送配布・回収により実施 (うち8施設程度については、給食部門における光熱水量の実測調査も実施)
対象施設	介護保険事業に係る収入のない全国の保険医療機関(病院) : 約800施設 (病床規模、地域、級地区分、病院種、開設者等の別に層化し、抽出率1/10で無作為抽出)
調査時期	平成29年6月の1か月間について実施
調査項目	次ページのとおり

# (1)「病院の給食部門における収支の状況」に関する調査の調査項目の概要

質問票	調査項目
施設に関する項目	開設者 施設基準(入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I))の届出の有無 病床数
	1. 給食委託の状況(全面委託、一部委託、完全直営、人材のみの派遣等) 2. 給食部門の収入 (1) 入院時食事療養費※1 ① 入院時食事療養費、特別食加算等 ② 特別メニューの食事に係る収入 (2) その他の給食関係収入
	3. 給食部門の費用 ① 納入料 ② 納食用材料費 ③ 医療消耗器具備品費(患者納食用具等) ④ 委託費 ⑤ 減価償却費 ⑥ 経費(光熱水費等)※2 ⑦ その他の費用

上記から、患者1人1日当たりの収支額を、外部委託等の別などにより算出する。

※1 入院時生活療養に係る食事療養費を含む。

※2 光熱水費については、対象施設の負担軽減の観点から面積比率(給食部門の面積／病院全体の面積)による按分算出を基本とするが、より実態に近い光熱水費を得るために、8施設程度を対象に実測調査を行い、得られた補正係数を用いて補正計算をできるようにする。6

## (2)「平成28年度改定に伴う経腸栄養用製品の使用及び食材費等の状況」 に関する調査の概要

調査内容	概要
調査方法	原則として、自記式調査票の郵送配布・回収により実施
対象施設	(1)の「病院の給食部門における収支の状況」に関する調査の対象施設のうち、DPC対象病院約50施設、DPC対象病院以外の病院約50施設の、計約100施設を対象とする。
調査項目・ 時期	平成28年度改定に関する項目の調査として、経管栄養患者における経腸栄養用製品の使用及び食材費等について、平成27年6月と平成29年6月の各1か月間の状況を調査する。

(参考) 平成16年入院時食事療養費に関するコスト調査  
(入院患者給食に関するアンケート調査)の概要

調査内容	概要
調査方法	原則として、自記式調査票の郵送配布・回収により実施 (うち9施設については、給食部門における光熱水量の実測調査も実施)
対象施設	全国の保険医療機関(病院): 955施設※ ※ 病床規模(200床以上・未満別)、地域(全国9ブロック)、級地区分、病院種、開設者等の別に層化し、抽出率1/10で無作為抽出 うち、有効回答施設: 241施設 (介護保険事業未実施164施設、介護保険事業実施77施設)
調査時期	平成16年6月の1か月間について実施
調査項目	次ページのとおり

(参考) 平成16年入院時食事療養費に関するコスト調査  
(入院患者給食に関するアンケート調査)の概要

	調査項目	
施設に関する項目	開設者	
	施設基準(入院時食事療養(I))の届出の有無	
	病床数	
1. 給食委託の状況(全面委託、一部委託、完全直営、人材のみの派遣等)		
2. 給食部門の収入		
(1)入院時食事療養費	① 入院時食事療養費、特別食加算等	
	② 特別メニューの食事に係る収入	
(2)介護保険に係る基本食事サービス費等※1		
(3)その他の給食関係収入		
3. 給食部門の費用	① 納付費	
	② 納食用材料費	
	③ 医療消耗器具備品費(患者納用具等)	
	④ 委託費	
	⑤ 減価償却費	
	⑥ 経費(光熱水費等)※2	
	⑦ その他の費用	

上記から、患者1人1日当たりの收支額を、外部委託等の別などにより算出。

※1 調査時点(平成16年6月)では、介護保険施設の入所者等に対する食事については基本食事サービス費等として介護報酬で評価されていたが、平成17年10月より基本食事サービス費等は廃止され、食材料費(注)及び調理コストは利用者負担とされた。 注:食材料費は従前より利用者負担(780円/日)とされていた。

※2 光熱水費については、対象施設の負担軽減の観点から面積比率(給食部門の面積/病院全体の面積)による按分算出を基本としつつ、より実態に近い光熱水費を得るために、8施設の実測調査(調査対象9施設のうち、井戸水使用で水道料金が0円となっている1施設を除外)の結果を基に補正係数を得て、補正計算を実施。

## (参考)入院時食事療養に関する制度の概要

# 入院時食事療養・生活療養

要

## 入院時食事療養(Ⅰ)【1食につき】

- (1) (2)以外の食事療養を行う場合 640円  
(2) 流動食のみを提供する場合 575円

特別食加算【1食につき】 76円※

※(2)の患者は算定不可

又は

## 入院時食事療養(Ⅱ)【1食につき】

- (1) (2)以外の食事療養を行う場合 506円  
(2) 流動食のみを提供する場合 455円

食堂加算【1日につき】 50円

不要

## 【療養病床に入院する65歳以上の患者】

要

## 入院時生活療養(Ⅰ)

- (1) 食事療養 【1食につき】  
イ 口以外の食事療養を行う場合 554円  
ロ 流動食のみを提供する場合 500円  
(2) 環境療養 【1日につき】 398円

特別食加算【1食につき】 76円※

※(2)の患者は算定不可

又は

## 入院時生活療養(Ⅱ)

- (1) 食事療養 【1食につき】 420円  
(2) 環境療養 【1日につき】 398円

食堂加算【1日につき】 50円

不要

要件を満たせば算定可能

このほか、患者の選択と同意により、患者の全額自己負担で特別メニュー加算も算定可能: 【1食につき】 17円(標準額)

# 入院時食事療養における主な算定要件(平成28年度改定)

- **入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき) 640円/575円※**
  - 常勤の管理栄養士又は栄養士が食事療養の指導者又は責任者となっていること
  - 医師、管理栄養士又は栄養士による検食が毎食行われていること
  - 食事療養関係の各種帳簿が整備されていること
  - 病状により特別食を必要とする患者には特別食が提供されていること
  - 適時の食事が提供され、夕食に関しては午後6時以降に提供されていること
  - 保温食器等※を用いた適温の食事が提供されていること

※ 保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温トレイ、保温食器、食堂のいずれかを用いており、入院患者全員に適温の食事を提供する体制が整えられていること
- **特別食加算 (1食につき) 76円/0円※**
  - 患者の病状等に対応して、医師の発行する食事せんに基づき、特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食等)が提供された場合に算定
- **食堂加算 (1日につき) 50円**
  - 一定基準を満たしている食堂を備えた病棟又は診療所の入院患者に食事が提供された場合に算定
- **入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき) 506円/455円※**
  - 入院時食事療養(Ⅰ)の要件を満たさない保険医療機関で算定

※ 市販流動食のみを経管栄養法により提供した場合の金額

## 入院時食事療養における主な算定要件(前回調査時(平成16年))

- **入院時食事療養(Ⅰ) (1日につき) 1,920円**
  - 栄養士が食事療養の指導者又は責任者となっていること
  - 医師又は栄養士による検食が毎食行われていること
  - 食事療養関係の各種帳簿が整備されていること
  - 病状により特別食を必要とする患者には特別食が提供されていること
- **特別管理加算 (1日につき) 200円**
  - 常勤の管理栄養士が配置されていること
  - 適時の食事が提供され、夕食に関しては午後6時以降に提供されていること
  - 保温食器等※を用いた適温の食事が提供されていること

※ 保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温トレイ、保温食器、食堂のいずれかを用いており、入院患者全員に適温の食事を提供する体制が整えられていること
- **特別食加算 (1日につき) 350円**
  - 患者の病状等に対応して、医師の発行する食事せんに基づき、特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食等)が提供された場合に算定
- **食堂加算 (1日につき) 50円**
  - 一定基準を満たしている食堂を備えた病棟又は診療所の入院患者に食事が提供された場合に算定
- **選択メニュー加算 (1日につき) 50円**
  - 毎日又は予め定められた日に、1日のうち2食以上の食事の主菜等について患者が選択できる複数のメニューによる食事を提供した場合に、選択メニューを提示した患者を対象として算定
- **入院時食事療養(Ⅱ) (1日につき) 1,520円**
  - 入院時食事療養(Ⅰ)の要件を満たさない保険医療機関で算定

# 入院時食事療養における主な算定要件(平成18年度改定)

- 入院時食事療養(Ⅰ) ~~(1日につき) 1,920円~~ (1食につき) 640円
  - 常勤の管理栄養士又は栄養士が食事療養の指導者又は責任者となっていること
  - 医師、管理栄養士又は栄養士による検食が毎食行われていること
  - 食事療養関係の各種帳簿が整備されていること
  - 病状により特別食を必要とする患者には特別食が提供されていること
  - 適時の食事が提供され、夕食に関しては午後6時以降に提供されていること
  - 保温食器等※を用いた適温の食事が提供されていること  
※ 保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温トレイ、保温食器、食堂のいずれかを用いており、入院患者全員に適温の食事を提供する体制が整えられていること
- 特別管理加算 ~~(1日につき) 200円~~
  - 常勤の管理栄養士が配置されていること
  - 適時の食事が提供され、夕食に関しては午後6時以降に提供されていること
  - 保温食器等※を用いた適温の食事が提供されていること  
※ 保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温トレイ、保温食器、食堂のいずれかを用いており、入院患者全員に適温の食事を提供する体制が整えられていること
- 特別食加算 ~~(1日につき) 350円~~ (1食につき) 76円
  - 患者の病状等に対応して、医師の発行する食事せんに基づき、特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食等)が提供された場合に算定
- 食堂加算 ~~(1日につき) 50円~~
  - 一定基準を満たしている食堂を備えた病棟又は診療所の入院患者に食事が提供された場合に算定
- 選択メニュー加算 ~~(1日につき) 50円~~
  - 毎日又は予め定められた日に、1日のうち2食以上の食事の主菜等について患者が選択できる複数のメニューによる食事を提供した場合に、選択メニューを提示した患者を対象として算定
- 入院時食事療養(Ⅱ) ~~(1日につき) 1,520円~~ (1食につき) 506円
  - 入院時食事療養(Ⅰ)の要件を満たさない保険医療機関で算定

常勤管理栄養士による栄養管理については、  
栄養管理実施加算(1日につき12点)でも評価  
(平成24年度改定で入院基本料に包括)

# 入院時食事療養における主な算定要件(平成28年度改定)

- 入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき) 640円/575円※
  - 常勤の管理栄養士又は栄養士が食事療養の指導者又は責任者となっていること
  - 医師、管理栄養士又は栄養士による検食が毎食行われていること
  - 食事療養関係の各種帳簿が整備されていること
  - 病状により特別食を必要とする患者には特別食が提供されていること
  - 適時の食事が提供され、夕食に関しては午後6時以降に提供されていること
  - 保温食器等※を用いた適温の食事が提供されていること

※ 保温・保冷配膳車、保温配膳車、保温トレイ、保温食器、食堂のいずれかを用いており、入院患者全員に適温の食事を提供する体制が整えられていること
- 特別食加算 (1食につき) 76円/0円※
  - 患者の病状等に対応して、医師の発行する食事せんに基づき、特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食等)が提供された場合に算定
- 食堂加算 (1日につき) 50円
  - 一定基準を満たしている食堂を備えた病棟又は診療所の入院患者に食事が提供された場合に算定
- 入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき) 506円/455円※
  - 入院時食事療養(Ⅰ)の要件を満たさない保険医療機関で算定

※ 市販流動食のみを経管栄養法により提供した場合の金額

# 「入院時食事療養費制度」発足以来の食事療養費等の変遷

	H6. 10月	H8	H9	H18	H24	H28
1日当たりで算定				1食当たりで算定(食堂加算以外)		
入院時食事療養(Ⅱ)	1,500	1,500	1,520	506 (1,518)	506 (1,518)	506/ <u>455</u> (1,518/ <u>1,365</u> )
入院時食事療養(Ⅰ)	1,900	1,900	1,920	640 (1,920)	640 (1,920)	640/ <u>575</u> (1,920/ <u>1,725</u> )
特別食加算 <sup>注1</sup>	350	350	350	76 (228)	76 (228)	76/ <u>0</u> (228/ <u>0</u> )
医療用食品加算	180					
特別管理加算 ・常勤管理栄養士の1名以上の配置 ・適時の食事提供(夕食は午後6時以降) ・保温食器等を用いた適温の食事提供	200	200	200	・常勤管理栄養士の1名以上の配置は栄養管理実施加算として評価 ・適時・適温提供は入院時食事療養(Ⅰ)の算定要件に		
食堂加算	50	50	50	50	50	50
選択メニュー加算	50	50	50	注2		
(参考) 栄養管理実施加算 ・常勤管理栄養士の1名以上の配置等 (給食管理以外の栄養管理業務も対象)				12点	入院基本料に包括 (有床診については、H26改定で再度加算化)	→
備 考			消費税 対応 (3→ 5%)	平成18年度改定に向け、平成16年度に実態調査を実施 (平成18年度改定以降、実態調査未実施)	一般病棟入院基本料 (7対1入院基本料) 1,555点→1,566点 (栄養管理体制として <u>11点分増点</u> )	市販流動食のみを経管栄養法で提供した場合 ・食事療養費1割減額 ・特別食加算算定不可

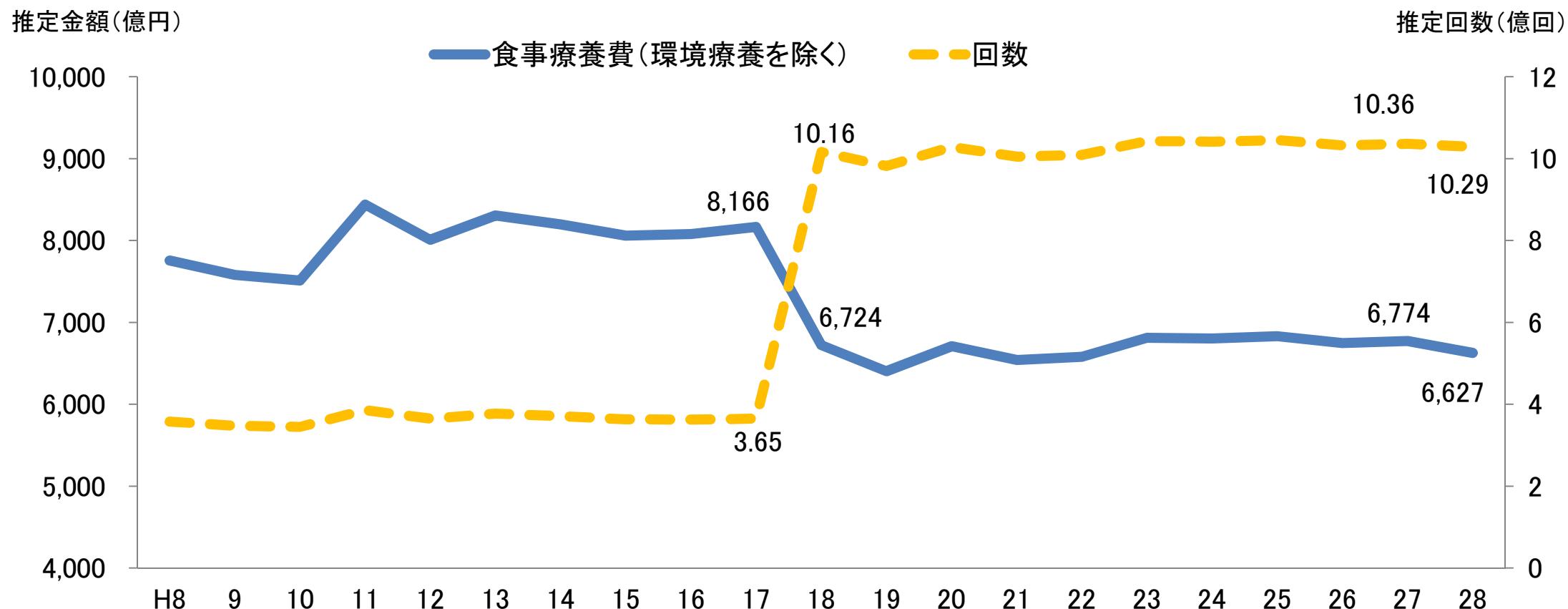
注1 平成10年度改定で「高血圧症に対する減塩食」が、また、平成18年度改定で「経管栄養のための濃厚流動食」が対象外とされた。

平成28年度改定で「てんかん食」が追加された。

注2 平成18年度改定以降は、入院患者の選択と同意による「特別メニュー加算」を設定(1食当たり17円を標準として、全額患者負担) **16**

# 食事療養費(総額)の推移

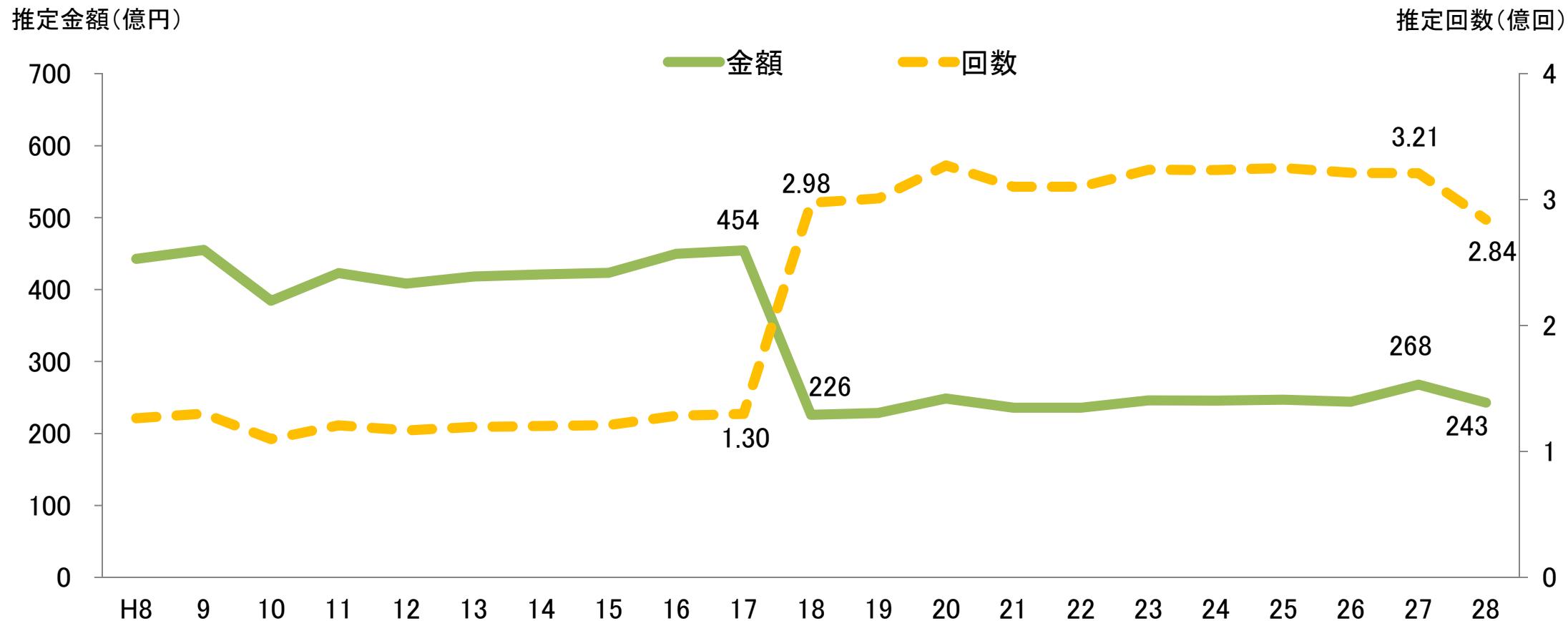
- 平成18年度改定(1日当たり→1食当たりの算定に変更、特別食加算の引き下げ(350円/日→76円/食(228円/3食))、特別管理加算(200円/日)の廃止等)により、
  - ・ 食事療養費の合計額は約2割減少
  - ・ 回数は約2.8倍増加



出典:社会医療診療行為別統計(平成27年分及び28年分はNDBデータを基に作成)

# 特別食加算の推移

- 平成18年度改定(350円/日→76円/食(228円/3食)に引き下げ※)により、
    - ・ 特別食加算の合計額は約5割減少
    - ・ 回数は約2.3倍増加
- ※ このほか、平成18年度改定では、経管栄養のための濃厚流動食が特別食加算の対象外とされた。



出典:社会医療診療行為別統計(平成27年分及び28年分はNDBデータを基に作成)

# 入院時食事療養の収支等に関する実態調査

- 1 病院の給食部門における収支状況に係る調査
- 2 平成28年度改定に伴う流動食等の使用及び食材費等の影響調査

# 「入院時食事療養の収支等に関する実態調査」の回収結果

	調査対象 施設数	回収 施設数	回収率	有効回答 施設数	有効 回答率
1 病院の給食部門における収支状況に係る調査	898	381	42.4%	252	28.1%
一般病院(慢性期病院を除く。)	610	219	35.9%	142	23.3%
慢性期病院 ※1	119	37	31.1%	27	22.7%
特定機能病院・歯科大学病院	108	89	82.4%	60	55.6%
(再掲)特定機能病院である国立大学病院	41	41	100.0%	35	85.4%
精神病院 ※2	61	36	59.0%	23	37.7%
【実測調査】	89	64	71.9%	36	40.4%
メーター新設病院	8	8	100.0%	8	100.0%
メーター既設病院	81	56	69.1%	28	34.6%
2 平成28年度改定に伴う流動食等の使用及び食材費等の影響調査	100	41	41.0%	36	36.0%
DPC対象病院	50	28	56.0%	26	52.0%
DPC対象病院以外の病院	50	13	26.0%	10	20.0%

※1 医療療養病床の割合が全病床(介護療養病床を除く。)の60%以上の病院

※2 精神病床の割合が全病床(介護療養病床を除く。)の80%以上の病院

# **入院時食事療養の収支等に関する実態調査**

- 1 病院の給食部門における収支状況に係る調査**
- 2 平成28年度改定に伴う流動食等の使用及び食材費等の影響調査**

# 給食部門の収入(一般病院(慢性期病院を含む))

- 平成29年における患者1人1日当たりの給食部門の収入は、平成16年に比べて、全面委託、一部委託、完全直営とも減少しており、中でも全面委託での減り幅が最も大きい。
- 収入減少の要因としては、食事療養費本体の収入及び特別食加算の収入の低下と、特別管理加算の廃止による影響が大きい。

表 患者1人1日当たりの給食部門の平均収入額(外部委託等別) (H16)との比較で10円以上減少した収入項目は下線で表示 単位:円

	全面委託			一部委託			完全直営		
	H16	(H16)	H29	H16	(H16)	H29	H16	(H16)	H29
給食部門の収入	2,101	1,963	<u>1,793</u>	2,001	1,869	<u>1,774</u>	2,064	1,927	<u>1,769</u>
医療保険収入	2,066	1,928	<u>1,736</u>	1,987	1,855	<u>1,754</u>	2,021	1,884	<u>1,740</u>
入院時食事療養費*	2,066	1,928	<u>1,734</u>	1,987	1,855	<u>1,753</u>	2,021	1,884	<u>1,739</u>
食事療養費	1,787	1,656	-	1,686	1,562	-	1,743	1,615	-
食事療養費(市販流動食に係る減額適用者以外)	-	-	1,514	-	-	1,515	-	-	1,547
食事療養費(市販流動食に係る減額適用者)	-	-	157	-	-	137	-	-	113
特別食加算	105	97	<u>61</u>	101	94	<u>77</u>	106	98	<u>64</u>
食堂加算	22	22	28	24	24	33	19	19	22
特別管理加算【H18廃止】	146	146	-	168	168	-	148	148	-
選択メニュー加算【H18廃止】	7	7	-	7	7	-	4	4	-
特別メニューに係る食事収入	-	-	2	0	0	0	0	0	0
その他の給食関係収入	35	35	60	14	14	22	43	43	<u>32</u>
病院数		36	69		50	57		44	30
平均許可病床数		203	268		317	252		220	219

注1 医療療養病床の割合が全病床(介護療養病床を除く。)の60%以上の病院のうち、介護保険事業に係る収入が病院全体の収入の2%未満である病院を含む。

注2 (H16)は、食事療養費と特別食加算について平成18年度改定に伴う算定単位の変更(1日当たりから1食当たりに変更)を加味した場合の集計値(H16に10.16/3.65/3を乗じた値)。

\* 入院時生活療養に係る食事療養費を含む。

# 給食部門の支出・収支(一般病院(慢性期病院を含む))

- 平成29年における患者1人1日当たりの給食部門の支出は、平成16年に比べて、全面委託、一部委託、完全直営とも増加しており、中でも全面委託での増え幅が最も大きい。
- 支出増加の要因としては光熱水費及び委託費の増加が大きく、全面委託では給食用材料費の増加も目立つ。
- 収入減少と支出増加により収支は大幅に悪化しているが、中でも全面委託での収支悪化が著しい。

表 患者1人1日当たりの給食部門の平均支出額(外部委託等別)

H16との比較で10円以上増加した支出項目  
又は10円以上悪化した収支は下線で表示

単位:円

	全面委託			一部委託			完全直営		
	H16	H29	差	H16	H29	差	H16	H29	差
給食部門の費用	1,933	2,454	<u>521</u>	2,190	2,530	<u>340</u>	2,348	2,475	<u>127</u>
給与費	194	292	<u>98</u>	676	487	-189	1,166	1,102	-64
給食用材料費	126	231	<u>105</u>	562	497	-65	659	655	-4
医療消耗器具備品費	4	12	8	22	40	<u>18</u>	24	35	<u>11</u>
委託費	1,206	1,349	<u>143</u>	488	961	<u>473</u>	47	19	-28
設備関係費(減価償却費・各種貸借料)	109	76	-33	104	89	-15	113	82	-31
減価償却費	75	55	-20	95	74	-21	103	37	-66
経費	291	530	<u>239</u>	329	576	<u>247</u>	271	611	<u>340</u>
光熱水費*	273	502	<u>229</u>	291	539	<u>248</u>	208	566	<u>358</u>
その他の費用	2	6	4	8	4	-4	67	9	-58
収支差額	168	<u>-661</u>	<u>-829</u>	<u>-189</u>	<u>-757</u>	<u>-568</u>	<u>-284</u>	<u>-706</u>	<u>-422</u>
病院数	36	69	-	50	57	-	44	30	-
平均許可病床数	203	268	-	317	252	-	220	219	-

注 医療療養病床の割合が全病床(介護療養病床を除く。)の60%以上の病院のうち、介護保険事業に係る収入が病院全体の収入の2%未満である病院を含む。

\* 平成16年の値は、8病院の実測値から得た補正係数を用いた補正值。平成29年の値は、36病院の実測値から得た補正係数を用いた補正值。

# 給食部門の収入(慢性期病院)

表 患者1人1日当たりの給食部門の平均収入額(外部委託等別)

単位:円

	H29		
	全面委託	一部委託	完全直営
給食部門の収入	1,670	1,818	1,493
医療保険収入	1,408	1,788	1,463
入院時食事療養費※	1,408	1,788	1,463
食事療養費(市販流動食に係る減額適用者以外)	736	1,397	1,035
食事療養費(市販流動食に係る減額適用者)	747	328	406
特別食加算	36	63	20
食堂加算	0	0	2
特別メニューに係る食事収入	0	0	1
その他の給食関係収入	305	29	39
病院数	7	6	4
平均許可病床数	149	108	188

注 医療療養病床の割合が全病床(介護療養病床を除く。)の60%以上の病院のうち、介護保険事業に係る収入が病院全体の収入の2%未満である病院を集計対象とした。

※ 入院時生活療養に係る食事療養費を含む。

# 給食部門の支出・収支(慢性期病院)

表 患者1人1日当たりの給食部門の平均支出額(外部委託等別)

単位:円

	H29		
	全面委託	一部委託	完全直営
給食部門の費用	1,979	2,463	1,627
給与費	345	391	856
給食用材料費	308	262	461
医療消耗器具備品費	7	5	18
委託費	764	1,060	92
設備関係費(減価償却費・各種貸借料)	44	59	44
減価償却費	19	49	35
経費	515	686	171
光熱水費※	398	476	167
その他の費用	5	0	1
収支差額	-309	-646	-135
病院数	7	6	4
平均許可病床数	149	108	188

注 医療療養病床の割合が全病床(介護療養病床を除く。)の60%以上の病院のうち、介護保険事業に係る収入が病院全体の収入の2%未満である病院を対象病院とした。

※ 36病院の実測値から得た補正係数を用いた補正值

# 入院時食事療養の収支等に関する実態調査

- 1 病院の給食部門における収支状況に係る調査
- 2 平成28年度改定に伴う流動食等の使用及び食材費等の影響調査

# 1病院・1か月当たりの食事等提供状況

- 流動食以外の食事、市販・手製流動食、医薬品扱いの経腸栄養用製品の提供状況について、平成27年6月と平成29年6月の間に大きな変動はみられない。

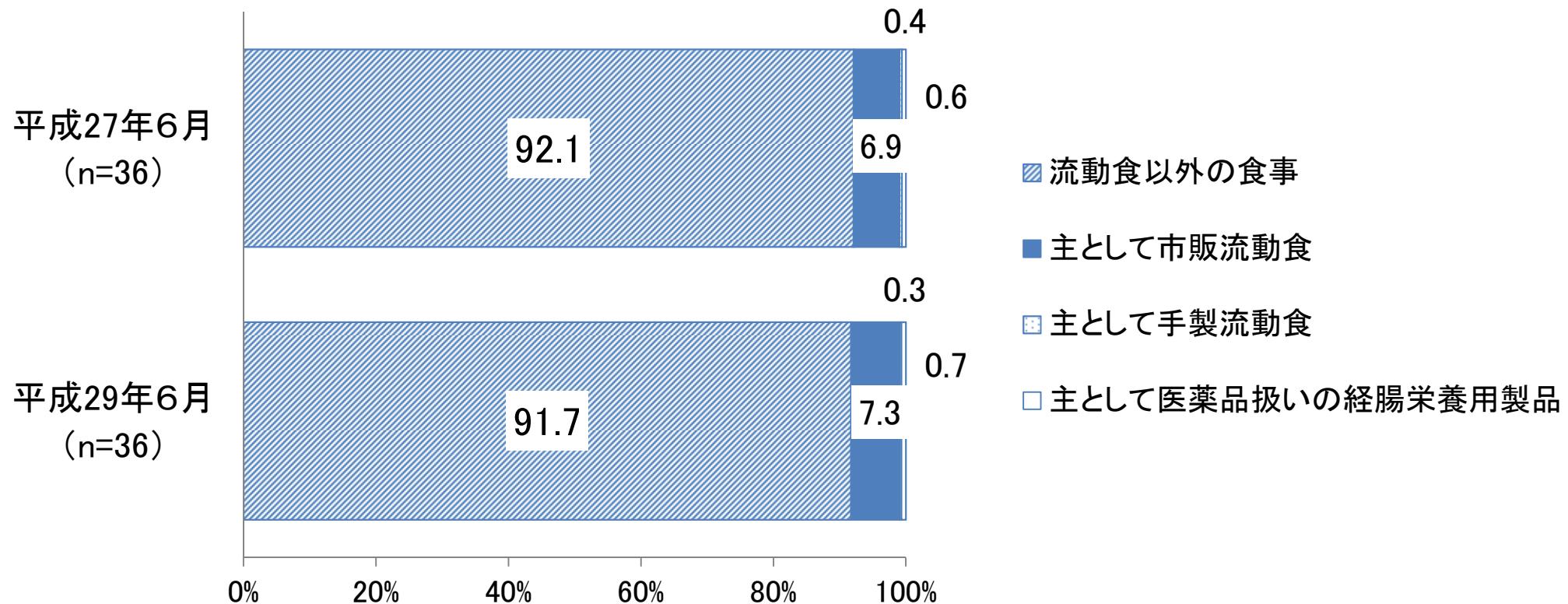


図 1病院・1か月当たりの食事等延べ提供数の構成比率

# 経管栄養入院患者の主病名

- 最も多いのは「循環器系の疾患」※であり、平成27年6月と平成29年6月を比較しても、上位5位までの状況に大きな変動はみられない。 ※ 脳梗塞、虚血性心疾患、高血圧性疾患等

表 平成27年6月10日(水)における経管栄養入院患者の主病名

経管栄養入院患者の主病名	患者数	構成比率
循環器系の疾患	137	29.8
その他の傷病	69	15.0
呼吸器系の疾患	64	13.9
神経系の疾患	43	9.3
新生物	33	7.2
消化器系の疾患	32	7.0
内分泌、栄養及び代謝疾患	31	6.7
精神及び行動の障害	13	2.8
腎尿路生殖器系の疾患	13	2.8
感染症及び寄生虫症	9	2.0
損傷、中毒及びその他の外因の影響	7	1.5
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3	0.7
皮膚及び皮下組織の疾患	3	0.7
耳及び乳様突起の疾患	1	0.2
筋骨格系及び結合組織の疾患	1	0.2
妊娠、分娩及び産じょく	1	0.2
眼及び付属器の疾患	0	0.0
病院数	33	-
対象入院患者数	460	-

平均年齢: 73.7歳

表 平成29年6月7日(水)における経管栄養入院患者の主病名

経管栄養入院患者の主病名	患者数	構成比率
循環器系の疾患	153	31.2
呼吸器系の疾患	68	13.8
その他の傷病	63	12.8
神経系の疾患	56	11.4
新生物	47	9.6
内分泌、栄養及び代謝疾患	22	4.5
感染症及び寄生虫症	14	2.9
消化器系の疾患	14	2.9
損傷、中毒及びその他の外因の影響	14	2.9
精神及び行動の障害	13	2.6
腎尿路生殖器系の疾患	12	2.4
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	6	1.2
筋骨格系及び結合組織の疾患	5	1.0
皮膚及び皮下組織の疾患	4	0.8
眼及び付属器の疾患	0	0.0
耳及び乳様突起の疾患	0	0.0
妊娠、分娩及び産じょく	0	0.0
病院数	33	-
対象入院患者数	491	-

28

平均年齢: 75.4歳

# 平成28年度改定に伴う食事療養費の見直しへの対応状況①

- 製品価格に関する対応については、「全体でみると価格面に関する商品構成の変更はほぼ行っていない」との回答が約8割と最も多く、次いで、「全体でみると価格が安い商品の構成を増やした」との回答が約1割となっている。
- 食品扱いの製品と医薬品扱いの製品の取扱いに関する対応については、「食品扱い／医薬品扱い別の割合変更はほぼ行っていない」との回答が最も多い。

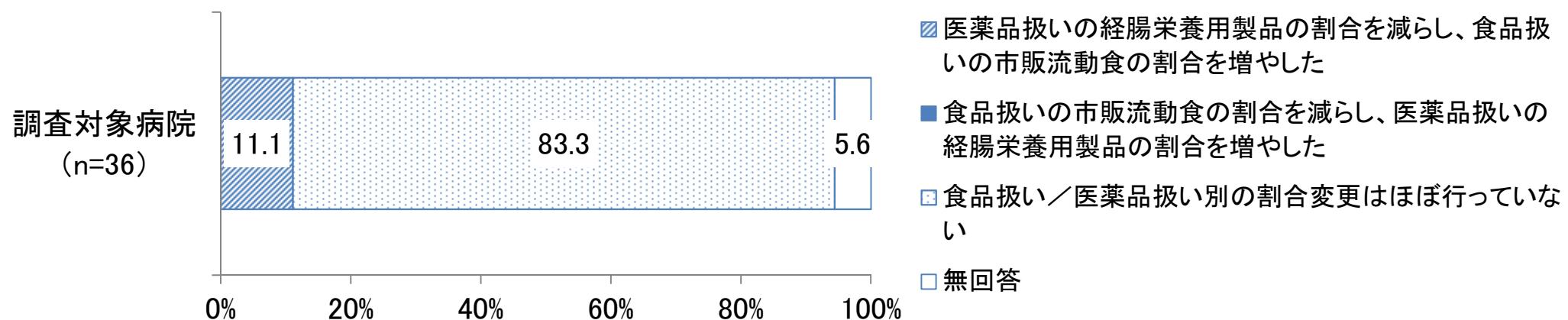
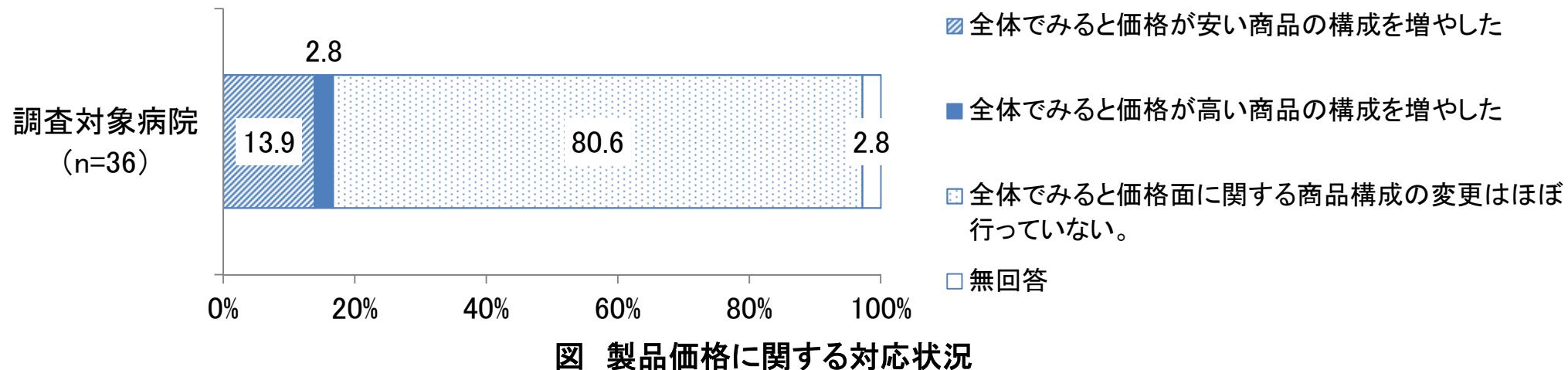
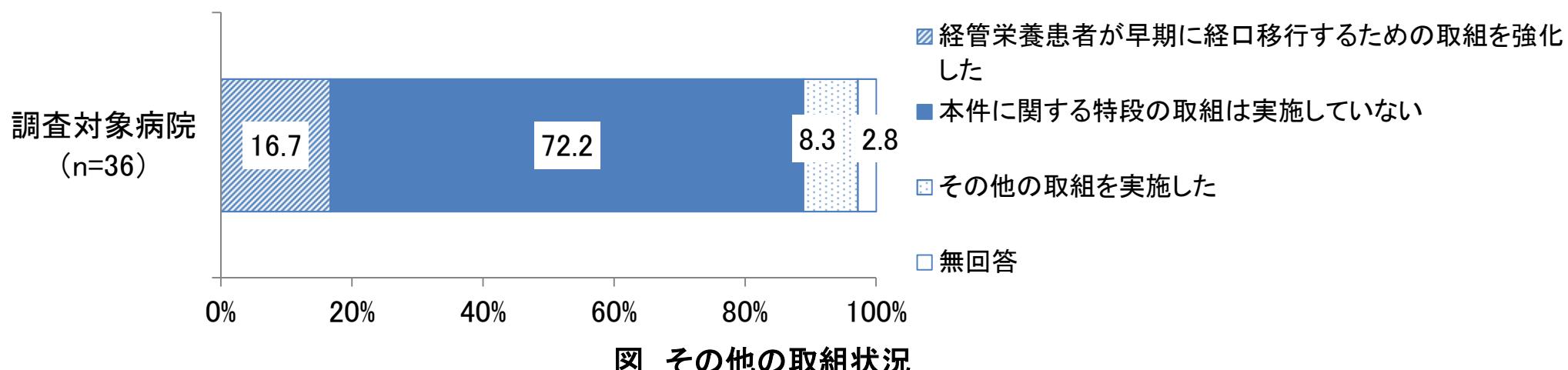
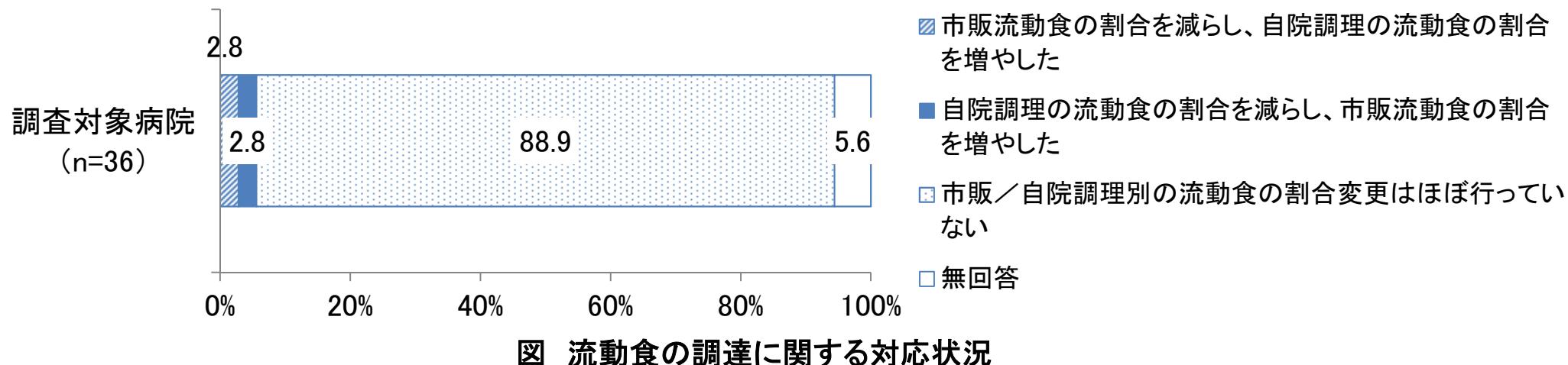


図 食品扱いの市販流動食／医薬品扱いの経腸栄養用製品の取扱いに関する対応状況

## 平成28年度改定に伴う食事療養費の見直しへの対応状況②

- 流動食の調達に関する対応については、「市販／自院調理別の流動食の割合変更はほぼ行っていない」との回答が最も多い。
- その他の取組については、「本件に関する特段の取組は実施していない」との回答が約7割と最も多く、次いで、「経管栄養患者が早期に経口移行するための取組を強化した」との回答が約2割となっている。



# 1食当たりの市販流動食の費用の状況

- 平成28年度改定では、市販流動食のみを提供した場合の食事療養費が原則約1割引き下げられたが、平成29年6月の市販流動食の費用は、改定前の平成27年6月と比べて、約14%増加している。

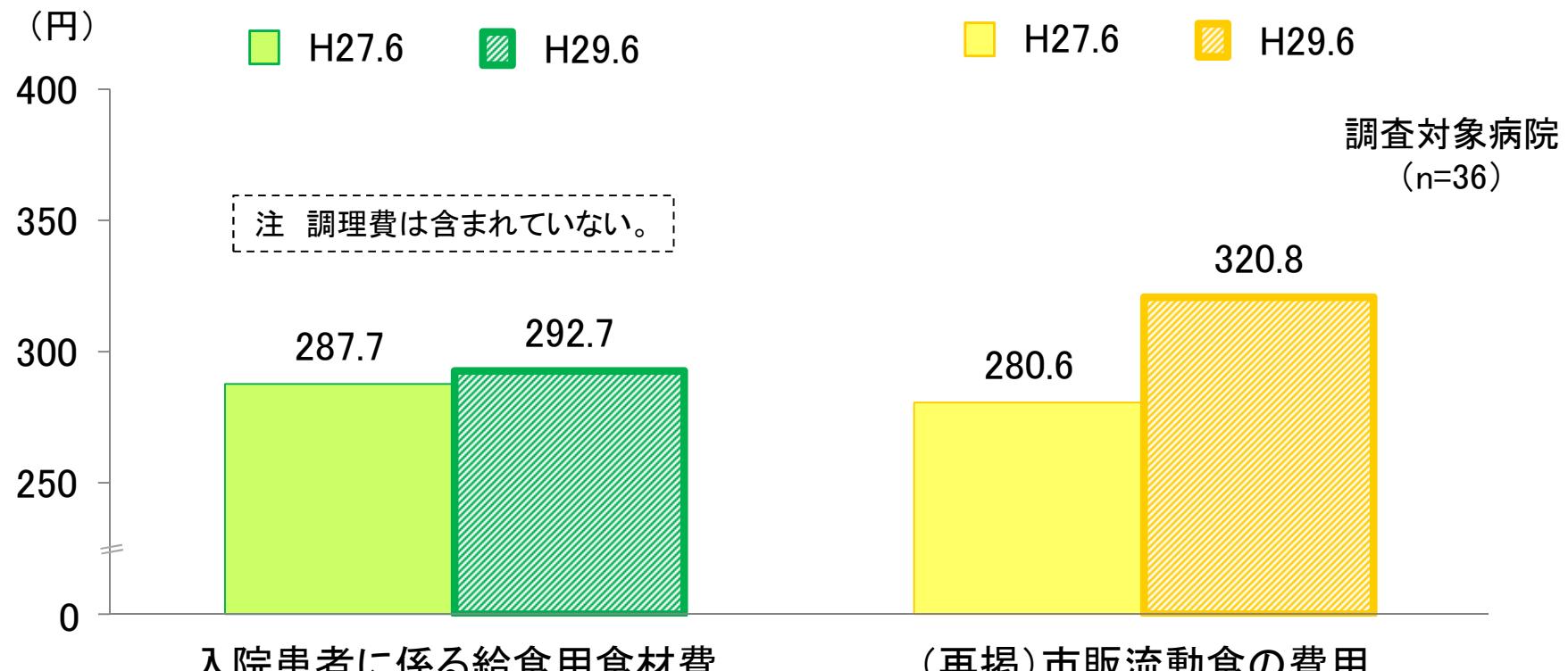


図 1食当たりの平均食材費